



答申第626号  
平成29年2月23日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年2月23日付け神戸市参区第2171号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

子ども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証作成事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 子ども医療費助成制度において、小学1年生から中学3年生の対象者に設けている所得制限が撤廃されることに伴い、新たな対象者を抽出し受給申請の勧奨を行うため、市民参画推進局参画推進部区政振興課が保有する住民基本台帳情報を利用することは、制度拡充の効率的な周知と適正な制度利用の促進に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

こども医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
住民基本台帳情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

送付コード

氏名カナフラグ



答 申 第 6 2 7 号  
平成 29 年 2 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 29 年 2 月 23 日付け  
神保総保第 2919 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証作成事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 こども医療費助成制度において、小学 1 年生から中学 3 年生の対象者に設けている所得制限が撤廃されることに伴い、新たな対象者を抽出し受給申請の勧奨を行うため、保健福祉局総務部保護課が保有する生活保護受給者情報を利用することは、制度拡充の効率的な周知と適正な制度利用の促進に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

こども医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務及び受給者証作成事務に係る  
生活保護受給者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護受給者情報】

住基個人番号

区コード

氏名（漢字・カナ）

通称名（漢字・カナ）

生年月日



答申第628号  
平成29年2月23日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成29年2月23日付け神保高  
国第3728号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

こども医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務及び受給者証の作成について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 こども医療費助成制度において、小学1年生から中学3年生の対象者に設けている所得制限が撤廃されることに伴い、受給申請の勧奨を行うために、対象者情報を電子計算機処理することは、制度拡充の効率的な周知と適正な制度利用を促進するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

こども医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務及び受給者証の作成について  
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号  
郵便番号  
区コード  
支所コード  
住所 (漢字・コード)  
氏名 (漢字・カナ・アルファベット)  
通称名 (漢字・カナ)  
生年月日

【生活保護受給者情報】

住基個人番号  
区コード  
氏名 (漢字・カナ)  
通称名 (漢字・カナ)  
生年月日